

### はいー消費生活センターです 236

#### 「二元」が変わります

～乗換する悪質な手口に注意してください～



Q 「二元」が変わるので、記名に天皇陛下のアルバムを買わないか。8万円だが3万8000円で買うことが出来る」と電話がかかってきた。

断ったが、アルバムが送られてきたら、どうすれば良いか。  
A 4月30日の「天皇陛下の追位」と5月1日の「改元」に便乗した悪質な手口の相談が寄せられています。

アルバムの他、掛け軸や仏像を勧められることもあり、断っても荷物が送られてきた場合は、受け取り拒否をしましょう。受け取ってしまった場合、解決方法はありません。

引き配運には注意してください。お金を支払ってしまつと、返金が難しくなるケースがあります。不要な電話や訪問の勧誘は、はっきり断りましょう。  
電話、商品を勧誘する以外にも、全国銀行協会を装つて「二元」の改元で銀行法が変わる。全国金融機関のキャッシュカードを新しくしなければならぬので、訪問した銀行協会の担当者から「キャッシュカードを渡して暗証番号を教える」と電話をして来た事例もあります。  
全国銀行協会や銀行員がカードを預かって暗証番号を聞くことはありません。  
カードを渡したり、暗証番号を教えたりしないようにしましょう。  
不善に思った時や困った時は、消費生活センターに相談してください。  
Q 消費生活センター 内線 3202（月～金曜日 午前10時～午後4時 市役所本庁舎2階）

### はいー消費生活センターです 237

#### 情報商材の相談が急増しています。甘いもつけ話にご注意ください！



Q スマートフォンで副業サイトを検索したら「無料セミナー開催中」という広告を見てクリックし、「誰でももつかる」「今だけ」という言葉をうのみにして応募した。

後日、セミナーに参加したら、広告と違い、高額な初期費用が必要だと分かった。断り切れず、仕方なく契約し帰宅したが、怖くなったので解約したい。

（30代・男性）  
A 相談例のように「無料だから申し込んだ」「試しにやれどもうからない」といった相談が急増しています。

不確実な取引に対して、誰でも簡単に「必ずもつかる」という断定的な判断を提供するのは禁

止されています。販売目的を明示せずに無料と言って誘い出した後、高額な契約を迫る行為も禁止されています。クーリング・オフ（一定条件あり）ができます。

その他、説明された内容と中身が違っていた、借金を強要されたなど、契約の取り消しができる可能性があります。

インターネットの広告に「ただ今」のような言葉があったら要注意です。「リスクな」「未経験でも簡単」「1日〇分月〇円稼げます」「絶対におかえり方法教えます」必要だと分かった。断り切れず、仕方なく契約し帰宅したが、怖くなったので解約したい。

高額な契約を解約したい、解約方法が分からないなど、困ったときは消費生活センターへ相談してください。

Q 消費生活センター 内線 3202（月～金曜日 午前10時～午後4時 市役所本庁舎2階）

### はいー消費生活センターです 238

#### 「こんなはずじゃなかった」にご用心！ 遺品整理サービスのトラブル増加中



Q 遠方に住む一人暮らしの兄が亡くなった。一通りの手続きは終わったが、住まいの整理まではとても手が回らない。最近、遺品を整理してくれる業者が人気だと聞けが、依頼する際には、どのような点に気を付ければよいか。

（70代・女性）  
A 核家族化や高齢者の独居世帯の増加から、亡くなった人が残した物を整理する「遺品整理サービス」が注目されています。国民生活センターの昨年の報告によると、過去5年間に全国の消費生活センターで受けた「遺品整理サービス」の相談の平均契約・購入価格は42万円うち実際に支払われた金額は平均30万円と、高額な契約によるトラブルが増加しています。

金額にまつわるトラブルとして、「契約後に他の事業者の方が安く依頼できることが分かった」「キャンセルを申し出たところ、高額な違約金を請求された」「作業後に高額な追加料金が発生した」などの、予期せぬ料金の発生が挙げられています。

また、サービス内容のトラブルとしては、「処分しない予定の遺品が処分された」といったものがありません。

ものがあります。

「遺品整理サービス」は、契約の経験がないことから相場が分かりにくく、契約内容の十分な検討をしないままトラブルになるケースが多いようです。

依頼者も高齢者が多く、業者の言い値をつのみにして支払ってしまつてことがあります。遺品整理には廃棄物の処理が伴つため、業者は自治体からの許可が必要です。回収無料をうたう無登録業者は、法外な料金を請求されたケースもあります。依頼する際には、事前に登録業者であるかどうか、キャンセル料や追加料金の仕組みを必ず確認してください。

また、作業内容や見積書はなるべく細かく出してもらい、十分確認しましょう。大切な遺品をトラブルなく整理、処分することが出来るよう、契約する際には慎重に判断して下さい。

しまった、困ったと思った時には、すぐに消費生活センターに相談してください。専門資格を持った相談員が対応します。



Q 消費生活センター 内線 3202（月～金曜日 午前10時～午後4時 市役所本庁舎2階）